

新型コロナウイルス感染症の影響による 国保税の"減免の簡易判定"

質問1

A

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、
"世帯の主たる生計維持者"(国保に加入していない場合も含まれます。以下同じ。)が、
"死亡"または"重篤な傷病"を負われた世帯ですか？

はい

いいえ

質問2

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等
(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入。以下同じ。)のいずれかが
保険などで損失補てんされる金額を含め令和元年比30%以上減収見込ですか？

はい

いいえ

質問3

- 世帯の主たる生計維持者の
令和元年中の所得が、1,000万円以下ですか？



いいえ

はい

質問4

B

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、減少が見込まれる
世帯の主たる生計維持者の事業収入等の所得以外の
令和元年中の所得金額が400万円以下ですか？



いいえ

はい

※ 会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し、
雇用保険から失業給付を受け、
国保に加入される方には
国保税の軽減制度があります。(申請が必要です。)

- 新型コロナウイルス感染症による

国保税の減免(全部又は一部)に該当

収入などの状況のわかる詳しい資料をご用意の上、
まずは、**税務課 (0556-42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防のため
完全予約制です。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 申請に必要な書類

- A
- 減免申請書
 - 医師の診断書
- B
- 減免申請書など
 - 令和元年分の収入を証明する書類
(帳簿、確定申告書や源泉徴収票などの写し)
 - 令和2年分の事業収入等の減収を証明する書類
(申請時点での帳簿類や給与明細などの写し)

- 新型コロナウイルス感染症による

国保税の減免に非該当

● 納付が困難な方は 納税相談をお願いします

収入や保有財産などの状況のわかる資料
をご用意の上、まずは、**税務課 (0556-
42-4803)** へご相談ください。

- なお、来庁でのご相談は、感染症予防
のため、完全予約制です。
ご理解とご協力をお願いいたします。

お電話でのご相談(0556-42-4803)は、土日祝日年末年始を除く、9:00~16:00です